

平成 26 年度

配偶者控除の見直しに関する考察

指導教員 阿部公一

C1111228 長谷川真亜子

配偶者控除の見直しに関する考察

C1111228 長谷川真亜子

概要

本卒業論文を書くに至った経緯は、筆者の就職活動がきっかけである。正社員として働いていても、結婚や子育て、介護などをするようになれば、正社員ではなくパートとして働くことを選択するかもしれない。就職活動を通して、筆者自身のライフプランを深く考えるようになったのである。以上の経験から、公的年金システム論という授業で学習した配偶者控除の制度を思い出し、このテーマで卒業論文を書くことにした。

まず、第2章の第1節で、控除対象配偶者として認められるための要件や、配偶者控除が受けられる収入の上限など、配偶者控除のしくみについて論じた。また、配偶者特別控除についてもわずかではあるが触れている。第2節では、配偶者控除の見直し案について、内容と特徴を分かりやすく表にまとめた。しかし、本卒業論文を作成している際に、配偶者控除の見直しが先送りになってしまったので、その件についてもまとめている。

第3章では、配偶者控除を受けられる世帯と受けられない世帯のモデルを作成し、各世帯で税金の負担がどのくらい違ってくるのかを検証した。この章では、課税所得額を算出できるように、計算式も分かりやすく記載した。また、配偶者控除に視点を集中するため、夫婦のみの世帯という設定でモデルを作成した。

第4章では、配偶者控除についてのヒアリング調査を行い、実際に社会で働く女性5名に協力していただいた。世帯ごとで働き方も違って来るため、それに対応した質問文を考え、資料としてまとめた。配偶者控除について、深層心理をつきながらヒアリング調査を行うことができた。

第5章では、ヒアリング調査を行ってみて考えさせられたことや、印象的だったこと、反省点などをまとめた。また、本卒業論文の作成を終えて、筆者自身の配偶者控除に対する結論を述べている。

以上が本卒業論文の全体像である。

(763 文字)

目次

第1章 はじめに	1 頁
第2章 配偶者控除について	2 頁
第1節 配偶者控除のしくみ	2 頁
第2節 配偶者控除の見直しについて	6 頁
第3章 配偶者控除を受けられる世帯と受けられない世帯のモデル	8 頁
第1節 モデルを作るにあたっての概要	8 頁
第2節 モデル世帯から見える税金の負担	10 頁
第4章 配偶者控除についてのヒアリング調査	13 頁
第1節 調査の概要	13 頁
第2節 調査結果	15 頁
第3節 調査のまとめ	20 頁
第5章 おわりに	21 頁
注釈	23 頁
参考文献	24 頁

第1章 はじめに

筆者は、3年生になってから公的年金システム論という授業を履修した際、配偶者控除について学んだ。結婚して配偶者ができると、働き方により税金を少なくしてもらえし
くみがあることを知った。3年生の後期から就職活動を始め、以前よりも筆者自身のライ
フプランを深く考えるようになった。筆者は結婚もしたいが、結婚してからも正社員とし
て働きたいという強い思いがある。しかし、出産、育児、子育て、介護など様々な理
由で、パートとして働くことを選択するかもしれない。そう思うと、人生は何が起きるか
わからないのである。以上の経験から、配偶者控除という制度や、女性の働き方に興味を
持った。

最近では、アベノミクスにより女性の社会進出が活発に叫ばれている。女性の力が社会
で発揮できれば、経済が潤うのではないだろうか。しかし、配偶者控除という制度が女性
の社会進出に対する意欲をそいでいると考える。

今回の卒業論文では、配偶者控除のしくみと見直しについて理解した後、架空のモデル
世帯を作成し、それぞれの世帯がどのくらいの税金を負担しているか比較してみる。実際
に働く女性にも調査を行い、配偶者控除や働き方について、生の声を聴く。そこから見え
てきたものをまとめ、配偶者控除について大学生からの意見を述べたい。

以下は、本卒業論文の構成を、各章ごとに論じたものである。

第2章では、配偶者控除のしくみを誰にでも理解しやすいように論じていく。そして、
配偶者控除の見直しについては、それぞれの案にどのような内容や特徴があるのかをまと
める。

第3章では、配偶者の有無や所得、働き方に応じたそれぞれの世帯のモデルを作成する。
それぞれの世帯で、税金の負担がどう違うのかを検証する。

第4章では、社会人の方々にヒアリング調査を行う。実際にパートとして働いている方
や、共働き世帯、単身者世帯の方々に配偶者控除に対する意見をお聴きする。

第5章では、第2章から第4章でまとめた意見を活かし、大学生の視点から配偶者控除
についての意見を述べる。

以上の内容をふまえ、配偶者控除と女性の働き方をリンクさせながらまとめていく。

第2章 配偶者控除について

第1節 配偶者控除のしくみ

結婚をすると、配偶者（夫もしくは妻）ができる。例えば、結婚をして以降、妻が家庭に入り、パートとして働くことを選択したとする。そして、夫は会社員として一家の家計を支えることになる。すると、妻がパートで稼いだ収入に応じて、夫の所得から一定額を控除¹⁾してもらえらる。それが、配偶者控除もしくは配偶者特別控除²⁾である。基本的に配偶者控除は、配偶者に収入がないことが原則となる。だが、収入のない主婦や主夫は、現実にはほとんどいないであろう。そのため、年収が103万円以下であれば控除対象配偶者として認められる。控除対象配偶者として認められるためには、その年の12月31日の現状で、以下の4つの要件をすべて満たしていなければならない³⁾。

（その1）民法の規定による配偶者であること。内縁関係⁴⁾の人は該当しない。

（その2）納税者と生計を一にしていること。

（その3）年間の合計所得金額が38万円以下であること。（給与のみの場合は給与収入が103万円以下であること）

（その4）青色申告者⁵⁾の事業専従者⁶⁾としてその年を通じて一度も給与の支払を受けていないこと又は白色申告者⁷⁾の事業専従者でないこと。

配偶者控除額については、年齢などにより控除できる金額が以下のように分類される。

図表1 配偶者控除額の分類

対象者	控除額
一般控除対象配偶者 ⁸⁾	38万円
老人控除対象配偶者 ⁹⁾	48万円

（出所）芥川靖彦・篠崎雄二『図解 わかる税金』新星出版社、2013年、67頁をもとに筆者が作成した。

配偶者のどちらか一方が、パートとして働いた場合、0円以上から103万円以下までであれば、もう一方の配偶者が控除を受けられる。以下の図表に、配偶者控除額をまとめた。なお、103万円超141万円未満の配偶者特別控除適用者は、当然のことながら配偶者控除を受けることはできない。

図表 2 配偶者控除が受けられる収入の上限

配偶者のパート収入	配偶者控除額	配偶者特別控除額	合計
0円以上 70万円未満	38万円	-	38万円
70万円以上 75万円未満	38万円	-	38万円
75万円以上 80万円未満	38万円	-	38万円
80万円以上 85万円未満	38万円	-	38万円
85万円以上 90万円未満	38万円	-	38万円
95万円以上 100万円未満	38万円	-	38万円
100万円以上 103万円未満	38万円	-	38万円
103万円	38万円	-	38万円

(出所) 芥川靖彦・篠崎雄二『図解 わかる税金』新星出版社、2013年、69頁をもとに筆者が作成した。

配偶者控除の場合は、配偶者の年収が103万円を1円でも超えてしまうと、たちまち控除額が0円になる。これではあまりにも不自然である。そのため、所得税法では配偶者特別控除という制度を設け、配偶者の収入が増加するに従って、少しずつ控除額が減るといふしくみで運用されている。以下の図表からその体系が見て取れる。

図表3 配偶者特別控除が受けられる収入の上限

配偶者のパート収入	配偶者控除額	配偶者特別控除額	合計
103万円以上 105万円未満	-	38万円	38万円
105万円以上 110万円未満	-	36万円	36万円
110万円以上 115万円未満	-	31万円	31万円
115万円以上 120万円未満	-	26万円	26万円
120万円以上 125万円未満	-	21万円	21万円
125万円以上 130万円未満	-	16万円	16万円
130万円以上 135万円未満	-	11万円	11万円
135万円以上 140万円未満	-	6万円	6万円
140万円以上 141万円未満	-	3万円	3万円
141万円以上	-	-	-

(出所) 芥川靖彦・篠崎雄二『図解 わかる税金』新星出版社、2013年、69頁をもとに筆者が作成した。

以上の図表から、配偶者控除が適用されるには、配偶者のどちらか一方のパート収入が103万円以下でなくてはならない。すると、どちらか一方の配偶者に税金はかからない。さらに、配偶者控除が適用されることで、もう一方の配偶者の所得税が軽くなる。

パート収入が103万円以下であるのには理由がある。例えば、ある一組の夫婦がいるとする。妻がパートとして働き、夫は会社員として働いている。妻の所得の合計が38万円を超えていた場合は配偶者控除が適用されず、38万円以下であると配偶者控除が適用されるのである。この時、妻がパートで稼いだ所得は、一般的なサラリーマンの給料と同様に、給与所得になる。以下の図表4のように、給与所得の金額は、給与収入から給与所得控除を差し引いて計算する。つまり、パートで稼いだ収入が103万円だとすると、給与所得は38万円となる。

さらに、基礎控除として38万円差し引くことができるので、図表5のように課税所得額は0円となり、その妻には所得税がかからないのである。

図表4 給与所得に関する計算式

$\text{給与収入} - \text{給与所得控除} = \text{給与所得}$ $103 \text{ 万円} - 65 \text{ 万円} = 38 \text{ 万円}$
--

図表5 控除を差し引いた場合の計算式

$\text{給与収入} - \text{給与所得控除} = \text{給与所得}$ $\text{給与所得} - \text{様々な控除(基礎控除)} = \text{課税所得額}$ $103 \text{ 万円} - 65 \text{ 万円} = 38 \text{ 万円}$ $38 \text{ 万円} - 38 \text{ 万円} = 0 \text{ 円}$
--

(出所) 芥川靖彦・篠崎雄二『図解 わかる税金』新星出版社、2013年、70頁、71頁をもとに筆者が作成した。

第2節 配偶者控除の見直しについて

安倍晋三内閣のアベノミクスという成長戦略の中に、人材の活躍強化が組み込まれている。女性が輝く国にし、女性の力を社会に役立てることができれば、結果的に経済の好循環につながる。政府は働く女性を増やし、女性の力を発揮させるために、配偶者控除の見直しを進めたい考えた。配偶者控除の具体的な見直し案は、以下の図表6にまとめた。

図表6 配偶者控除の見直し5案

	内容	特徴
廃止	1.配偶者控除を完全に廃止する。 2.配偶者控除は現行のまま維持するが、被扶養配偶者が高所得の世帯は対象から外れる。	1.結婚をしても優遇はなく、夫婦それぞれの基礎控除のみ。 2.中低所得者に配慮。
修正	3.配偶者の収入にかかわらず、一律の所得控除を受けられる。 4.配偶者の収入にかかわらず、一律の税額控除を受けられる。	3.夫婦の収入にかかわらず、夫婦の課税対象所得からの控除額を一律76万円にする。 4.夫婦の収入にかかわらず、一定額を夫婦の所得税から差し引く。
新制度	5.若い夫婦を対象にした新たな控除。	5.配偶者の収入に関係なく、被扶養配偶者の課税対象所得から控除する。共働きしながら子育てをする世帯を重視している。

(出所)『毎日新聞』2014年11月8日日刊「配偶者控除見直し5案 政府税調子育て支援に重点化」、『読売新聞』2014年11月8日日刊「配偶者控除見直し5案 政府税調「廃止」や「夫婦一律」をもとに作者が作成した。

政府税制調査会は 2014 年 11 月 7 日の総会で、配偶者控除見直しについての報告書をまとめ、配偶者控除が女性の就労意欲をそいでいるという観点から、子育て支援に重点をおくとした。また、報告書によると「配偶者控除が創設されてから半世紀が経ち、家族や働き方が大きく変化している」と指摘し、配偶者控除の見直しは必要だとした。図表 6 の、3 から 5 は現行の配偶者控除の代わりに設ける。

政府税制調査会によると、見直し案についての絞り込みは行わない。今後は、政府の経済財政諮問会議や与党で議論し、見直しは 2016 年度以降を目指す。

2014 年 12 月 30 日に、自民、公明両党は 2015 年度税制改正大綱を決定した。2017 年 4 月に、消費税が 10%に引き上げられることが明記され、配偶者控除などの所得課税の見直しについては、今後の検討課題となってしまった。つまり、配偶者控除の見直しは先送りされてしまったのである¹⁰⁾。政府は、一体的な見直しを丁寧に検討するとし、家族控除の導入を議論している。家族控除とは、配偶者控除と基礎控除を見直して、夫と妻の年収にかかわらず、それぞれの控除額が一定になるというものだ。2015 年度以降に与党で本格的に議論される。配偶者控除の見直しについては、女性の働き方が税制に左右されないように検討されるようだ。

第3章 配偶者控除を受けられる世帯と受けられない世帯のモデル

第1節 モデルを作るにあたっての概要

本章では、専業主婦（主夫）がいる世帯、パートがいる世帯、共働き世帯、単身者世帯といったように、それぞれの世帯のモデルを作る。そして、その世帯がどのくらい税金を負担しているのか、モデル世帯から検証してみる。

今回の検証では、所得税の計算のみとし、あえて子供がいない世帯という設定にする。配偶者控除に重点を置き、一番シンプルな事例でどんな人でも理解しやすい検証にするというねらいがあるためだ。

まずは、給与所得控除についての表や、所得税の税率を示した表を作成し、税金の負担を目に見える形にした。以下はその図表である。

図表 7 事例に用いる給与所得控除額の算出

給与金額	給与所得控除後の給与金額
536万8,000円以上 537万2,000円未満	375万4,400円
434万円以上 434万円4,000円未満	293万2,000円
396万円以上 396万4,000円未満	262万8,000円
65万1,000円以上 161万9,000円未満	給与金額から65万円を控除した金額

（出所）国税庁のHPより、「別表第五 年末調整のための給与所得控除後の給与等の金額の表（第二十八条、第百九十条関係）」をもとに筆者が作成した。

図表 8 所得税の税率

課税される所得金額	税率	控除額
195 万円以下	5%	0 円
195 万円以上 330 万円以下	10%	9 万 7,500 円
330 万円以上 695 万円以下	20%	42 万 7,500 円
695 万円以上 900 万円以下	23%	63 万 6,000 円
900 万円以上 1,800 万円以下	33%	153 万 6,000 円
1,800 万円以上	40%	279 万 6,000 円

(出所) 国税庁の HP より、「No.2260 所得税の税率」をもとに筆者が作成した。

第2節 モデル世帯から見える税金の負担

また、モデルを作るにあたって、以下の図表のように世帯を分類した。

図表9 モデル世帯について

モデル世帯	世帯構成	世帯収入
A家(専業主婦がいる世帯)	夫のA雄さん(会社員) 妻のA子さん(専業主婦)	夫(537万円) 妻(0円)
B家(パートがいる世帯)	夫のB吉さん(会社員) 妻のB美さん(パート)	夫(434万) 妻(103万円)
C家(共働き世帯)	夫のC太さん(会社員) 妻のC香さん(会社員)	夫(396万円) 妻(141万円)
D家(単身者世帯)	D子さん(会社員)	D子さん(537万円)

(出所) 筆者が作成したモデル世帯の図表。

以上の3つの図表を用いて、各世帯がどのくらい税金を負担しているのか実際に計算してみる。

① モデル世帯 A 家の場合

夫の年収（537万円）－給与所得控除（375万4,400円）＝給与所得（161万5,600円）

給与所得（161万5,600円）－様々な控除（基礎控除38万円＋配偶者控除38万円）

＝161万5,600円－76万円＝85万5,600円

85万5,600円×税率（5%）＝4万2,780円

妻の年収（0円）

モデル世帯 A 家の場合、夫婦で納める税金は 4万2,780円 となる。

② モデル世帯 B 家の場合

夫の年収（434万円）－給与所得控除（293万2,000円）＝給与所得（140万8,000円）

給与所得（140万8,000円）－様々な控除（基礎控除38万円＋配偶者控除38万円）

＝140万8,000円－76万円＝64万8,000円

64万8,000円×税率（5%）＝3万2,400円

妻の年収（103万円）－給与所得控除（65万円）＝給与所得（38万円）

給与所得（38万円）－様々な控除（基礎控除38万円）＝0円

モデル世帯 B 家の場合、夫婦で納める税金は 3万2,400円 となる。

③ モデル世帯 C 家の場合

夫の年収（396万円）－給与所得控除（262万8,000円）＝給与所得（133万2,000円）

給与所得（133万2,000円）－様々な控除（基礎控除38万円）＝95万2,000円

95万2,000円×税率（5%）＝4万7,600円

妻の年収（141万円）－給与所得控除（65万円）＝給与所得（76万円）

給与所得（76万円）－様々な控除（基礎控除38万円）＝38万円

38万円×税率（5%）＝1万9,000円

夫の税金＋妻の税金＝6万6,600円

モデル世帯 C 家の場合、夫婦で納める税金は 6万6,600円 となる。

④ モデル世帯 D 家の場合

D 子さんの年収（537 万円）－給与所得控除（375 万 4,400 円）

＝給与所得（161 万 5,600 円）

給与所得（161 万 5,600 円）－様々な控除（基礎控除 38 万円）＝123 万 5,600 円

123 万 5,600 円×税率（5%）＝6 万 1,780 円

モデル世帯 D 家の場合、D 子さんが一人で納める税金は 6 万 1,780 円となる。

以上の結果から、税金を多く納めている世帯から順に並べ替え、図表を作成した。配偶者控除を受けられる A 家と B 家については、共働き世帯や単身者世帯と比べて、税金が軽くなっている。共働き世帯である C 家については、夫と妻それぞれが税金を納めなくてはならないため、どの世帯よりも税金が高くなっている。また、単身者世帯の D 家では、C 家に近い額の税金を D 子さん一人で納めることになる。このように比べてみると、配偶者控除を受けられる世帯は、税金を納めるうえで比較的助かっていることが分かった。予想外だったのは、専業主婦でいるよりもパートとして働いた方が税金は軽くなるということだ。現実的には様々な収入の世帯があるため、一概には言えないが、専業主婦でいるよりもパートとして働いた方が得をするのかもしれない。また、配偶者控除を受けられる世帯とは対照的に、共働き世帯と単身者世帯は配偶者控除を受けられないため、配偶者控除を受けられる世帯の 1.5 倍以上の税金を納めることになり、負担が大きいことが分かった。

図表 10 世帯ごとの税金の負担額

モデル世帯	税金の負担額
C 家(共働き世帯)	6 万 6,600 円
D 家(単身者世帯)	6 万 1,780 円
A 家(専業主婦がいる世帯)	4 万 2,780 円
B 家(パートがいる世帯)	3 万 2,400 円

第4章 配偶者控除についてのヒアリング調査

第1節 調査の概要

今回のヒアリング調査では、実際に社会で働く女性の方々に、配偶者控除という制度を知っているか、また、見直し案が出ていたことや見直しが先送りになったことを知っているかなどを聴いてみた。そして、最も深く聴いてみたいと考えたのは、配偶者控除はあった方がよいか、ない方がよいかという点である。配偶者控除に対する意見を聴き、深層心理をついてみた。

今回のヒアリング調査では、以下の資料を作成した。それをもとに、ボイスレコーダーを使用しながら、1人あたり10分程度のヒアリング調査を行った。調査に協力してくれたのは、社会人として働く女性5名である。この5名の方々については、個人情報を守る意味を込めて、調査No.1からNo.5というように調査番号を割り振って、調査結果をまとめた。

資料1 配偶者控除についてのヒアリング調査

配偶者控除の見直しに関する考察

<配偶者控除についてのヒアリング調査>

質問1) あなたは今、働いていますか。(正社員として、パートとしてなど)

質問2) あなたの年収(2014年1月から12月の見込みの額)は、次のどれにあてはまりますか。

- A. 0円～103万円以下
- B. 103万円～130万円未満
- C. 130万円～141万円未満
- D. 141万円以上

(続く)

資料1 配偶者控除についてのヒアリング調査

質問3) 配偶者はいますか。

質問4) 配偶者がいて、Aにあてはまる方にお聞きします。

夫が配偶者控除を受けていることをご存知ですか。

また、配偶者控除を受けていることで、税負担は軽くなり、家計は助かっていますか。

質問5) 配偶者がいて、BとCにあてはまる方にお聞きします。

夫が配偶者特別控除を受けていることをご存知ですか。

また、Bにあてはまる方は、国民年金の第3号被保険者であり、保険料を負担しなくてもよいことをご存知でしたか。

質問6) 配偶者がいて、Dにあてはまる方にお聞きします。

Dにあてはまる方は、配偶者とともに負担する税金が多くなりますが、家計に影響はありますか。また、この制度をどう思いますか。

質問7) 配偶者がいて、A～Cにあてはまる方にお聞きします。

配偶者控除の見直しについての案が出ていることをご存知でしたか。

見直しが進んだ方がよいと思いますか。

どのように見直されたらよいと思いますか。

質問8) 配偶者がいて、Dにあてはまる方にお聞きします。

配偶者控除の見直しについての案が出ていることをご存知でしたか。

配偶者控除はない方がよいと思いますか。

質問9) 単身者、もしくはシングルマザーの方にお聞きします。

配偶者控除を受けられないことで、不利になっていると思いますか。

また、不公平感はありますか。

質問10) 単身者、もしくはシングルマザーの方にお聞きします。

配偶者控除の見直し案が出ていることをご存知でしたか。

配偶者控除はない方がよいと思いますか。

第2節 調査結果

今回のヒアリング調査では、以下の世代の方々に協力していただいた。そして、この調査結果を分かりやすいように図表にしてまとめた。

図表 11 調査No.1

調査協力者)30代後半の女性。
質問 1) パートとして働いている。
質問 2) A.0 円～103 万円以下
質問 3) いる。
質問 4) 配偶者控除を知っている。 家計は助かっている。住民税や健康保険、年金などは、自分の分として払わなくてよいという面で助かっている。
質問 7) 見直しについては知っていたが、見直しが先送りされたことは知らない。 見直しが進んだ方がよいかどうかについては、何とも言えない。理由は、稼ごうと思えばもう少し稼げるのだが、103 万円以内に抑えている状況である。ただ、控除を受けなくても損をしないラインまで稼ぐには少し厳しい。もし 103 万円を超えても、独身の人と同じような税率で税金を取られるのであれば困るし、ちょっと配慮してもらい少なめに所得税が取られるのであれば、見直しがあってもよいかなと思う。 見直しについては、ある程度の年収以下の人は、それに応じた率で課税されるような制度だったらよいと思う。

図表 12 調査No.2

<p>調査協力者) 20代前半の女性。</p>
<p>質問 1) 2014年1月から6月までは正社員として働き、7月から12月まではパートとして働いている。</p>
<p>質問 2) B.103万円～130万円未満 → パート D.141万円以上 → 正社員</p>
<p>質問 3) いない。</p>
<p>質問 9) 払っている保険料でも控除されたりするので、不平等だと感じることはない。それは正社員のときでもパートのときでも変わらない。不公平感はない。</p>
<p>質問 10) 見直しについては知らない。先送りになったことも知らない。</p> <p>配偶者控除はなくてもよいと思う。結婚したら夫の所得によると思うので、ないなら自分で働きたいだけ働けばよいと思う。でも、税金は安い方がよい。</p> <p>しかし、結婚していないし、シングルマザーでもないので、配偶者控除を身近に感じることはない。</p> <p>実感がわからない。</p> <p>正社員で子育てしている人は、大変だと言っていたが、パートでシングルマザーとして子育てしている人は、「正社員よりもパートの方が時間を決められるため、子供との時間をとれるのでよい」と言っていた。自治体によっても、いろいろな手当てがあるので、そういうものを活用しているとのこと。</p>

図表 13 調査No.3

調査協力者) 20代前半の女性。
質問 1) 正社員として働いている。
質問 2) C.130万円～141万円未満
質問 3) いない。
質問 9) 不利になっているとは思わない。不公平感も感じない。なぜかと言うと、自分にはまだ関係ないと感じるからだ。詳しく分からないし、配偶者控除の説明があってもちらっと見るだけで、関係ないと思ってしまう。
質問 10) 見直しや先送りについては知らない。 あってもよいと思う。なぜかと言うと、税金はなるべくなら払いたくないから。なるべくならパートがしたい。 配偶者控除については、生活にかかわってこないと分からない。自分一人だとそんなに興味はない。自分が楽しいように暮らせればよいと思ってしまう。生活のことまで考えない。親が何とかしてくれるだろうと思ってしまう。 しかし、配偶者控除が完全に廃止されるのは困る。余裕のある人はよいかもしれないが、収入に余裕がない人は、控除はあった方がありがたいのではないか。それぞれ収入の金額は違うから。

図表 14 調査No.4

調査協力者) 20代前半の女性。
質問 1) 正社員として働いている。
質問 2) D.141万円以上
質問 3) いない。
質問 9) 特にそのように感じない。今現在関係ないから。
質問 10) 見直しについては知らなかった。先送りになったことも知らない。 あってもよいと思う。今現在は正社員として雇ってもらっているが、今後所得がどのくらい多くなるかは分からない。例えば今後、高所得で働き続け、後々子供ができた際に、「自分が今正社員として働くのは無理だ」と分かりパートになったら、その際は控除を受けられるのでよいと思う。正社員としていられたらいられたで、控除を受けられなくても、税金が戻ってくるといっても、結局自分の所得の方が大きいわけなので、その時の稼ぎの方が大きければ問題はない。それこそ本当にパートにならないと生活がやっていけなくなったり、子供の世話をしなくてはならない際に控除を受けられればよいのだが、まず今現在はわからない。 結婚して子供がいないうちは、正社員として働きたい。控除の見直し案に子育て世帯の新制度があったと思うが、そのように見直されればよいと思う。子育て世帯を重視した制度があつてよかったと思うような気がする。今現在新制度を見る限り、よいと思うが、未来創造的な話。パートになった際のことを考えると、廃止や修正では不平を感じるのかもしれない。

図表 15 調査No.5

調査協力者) 20代前半の女性。
質問 1) 正社員として働いている。
質問 2) D.141万円以上
質問 3) いない。
質問 9) 配偶者控除についてはよく分からない。 配偶者控除を受けられないことで不利になっているとは今現在思わないし、不公平感もない。なぜかと言うと、身近に感じないから。
質問 10) 見直しについては知らないが、配偶者控除はあった方がよいと思う。なぜなら、結婚して子供ができたなら、独身でいるよりもお金がかかってしまうから。 配偶者控除が見直されるのであれば、子育て世帯を重視してほしい。若い夫婦が苦勞しそうだから。

第3節 調査のまとめ

ヒアリング調査の結果、5人中4人が配偶者控除のしくみを「知らない」と回答した。その中でも興味深かったのは、調査No.2からNo.5の20代単身者の回答である。その回答は、「まだ結婚もしていないため、配偶者控除を身近に感じられず、興味が湧かない」というものだった。調査No.2からNo.5の方々は、社会人としての年数があまり経っていないためか、職場の環境に慣れることや、プライベートでの楽しみにお金と時間を費やしているようだった。また、調査No.3の方が「配偶者控除の説明があってもちらっと見るだけで、関係ないと思ってしまう」と回答していた。筆者がもし彼女と同じ立場であったとすれば、説明を読んでもきちんと理解することは難しいだろう。今回のヒアリング調査で、配偶者控除のしくみを知っているとは回答したのは調査No.1の方のみだった。しかし、配偶者控除を受けている世帯でも、正しく認識されていないようである。制度自体を正しく理解するのは難しいことだと考えさせられた。

配偶者控除の見直しについて知っているか聞いたところ、5人中4人が「知らない」と回答した。さらに、見直しが先送りになったことについて知っているか聞いたところ、全員が「知らない」と回答した。配偶者控除をよっぽど意識していなければ、見直しや先送りされたことについて知らないのかもしれない。

しかし、調査No.2からNo.5の方々に配偶者控除のしくみを少し説明した上で、配偶者控除はない方がよいかと聞いたところ、調査No.3からNo.5の20代単身者の方々は、配偶者控除が「あってもよい」と回答した。結婚して子供が生まれた場合、パートとして働くことを選ぶかもしれないという回答もあった。結婚して、正社員として働きながら家事や子育ては難しいという先入観や、できればパートとして働き、楽をしたいという考えが強いようである。パートとして働くことを否定するわけではないのだが、こういった考えを持つ人が若い世代に多いのではないだろうか。配偶者控除が現行の制度のままであったら、103万円以下で働こうとする人が減らないと考える。今まで以上に女性が輝きながら働く社会の実現は難しいのではないだろうか。配偶者控除は時代にあった制度に見直されるべきであると考えさせられた。今回のヒアリング調査では、配偶者や家族がいる世帯は配偶者控除について知っており、単身者世帯の方々よりも関心があるということが分かった。対照的に、単身者世帯は、自分自身の生活に配偶者控除がかかわってこなければ、関心が湧かないし、興味も持てない、ということが分かった。

第5章 おわりに

本卒業論文の主題である「配偶者控除の見直しに関する考察」を、配偶者控除のしくみ、見直し案についてと、先送りになってしまったことについて述べた。そして、配偶者控除を受けられる世帯と受けられない世帯のモデルを作成し、それぞれの世帯で負担する税金に大きな違いがあることを検証した。その後、働く女性たちを対象に、配偶者控除についてのヒアリング調査を行った。

配偶者控除の見直しについては、5つの見直し案が出ていたが、2014年12月30日に税制大綱が決定された際、見直しは先送りされ、今後の検討課題となってしまった。本卒業論文を書き終えても、この動向を追っていきたい。

本卒業論文を作成した筆者なりの結論は、配偶者控除は時代にあった見直しをした方がよいと考える。特に重視してほしいのは、共働きの子育て世帯だ。税金の負担が重いということが原因で、正社員からパートになる人がいるのであれば、社会にとってもその人にとってもよくないことではないだろうか。また、ヒアリング調査をしていて感じたのは、見直し以外にも、配偶者控除の制度をもう少し分かりやすくすることが重要だという点だ。若い世代にも理解しやすいものであれば、議論にも加わりやすいのではないだろうか。その他にも、政府にばかり頼っていてはいけなさと感じたので、自ら理解しようとすることも大切である。

今回のヒアリング調査では、共働き世帯にヒアリング調査を引き受けてもらうことが難しく、単身者世帯の方々を中心とした調査になった。反省点としては、ヒアリング調査に協力してもらう際はアポイントメントを早めにとること、調査内容の説明をもう少し分かりやすくすることなどが挙げられる。アンケート調査よりも深層心理をつくことができたので、筆者自身の勉強にもなった。また、ヒアリング調査を行う際は、事前の準備を綿密にし、ヒアリング中は焦らないでじっくり耳を傾けることが大切だと学んだ。

また、本卒業論文は配偶者控除のみを扱ったので、今後は配偶者特別控除についても調べていきたいと考えている。

本卒業論文で最も印象的だったことは、当たり前なことだが、結婚している人とそうでない人の考え方が異なるという点だ。5人にヒアリング調査を行っただけで違いが見えたため、それぞれの立場や暮らし方が何通りもあることに気付かされた。これを全国の社会人に置き換えて考えた場合、やはり見直しは一筋縄ではいかないのだろう。今後も配偶者

控除の見直しがどうなるのか、目が離せない。

謝辞

本卒業論文を作成するにあたって、お忙しい中でも丁寧に指導してくださった阿部公一先生に感謝申し上げます。そして、就職活動で忙しいときでも、ゼミの皆さんと情報共有ができましたし、アドバイスをもらうこともできたので、安心して本卒業論文を書き終えることができました。皆さんには本当に感謝しています。また、お忙しい中、貴重な時間を割いてヒアリング調査に協力してくださった方々にも、感謝申し上げます。このヒアリング調査を通して、たくさんのことを学び、とてもいい経験になりました。

最後になりますが、阿部公一先生をはじめ、ゼミの皆さんや、ヒアリング調査に協力してくださった方々、4年間の大学生活でお世話になった方々へのお礼とさせていただきます。本当にありがとうございました。

注釈

- 1) 控除とは、金銭や数量などを差し引くこと。特に、収入の一部または全部を課税対象から除外すること。
- 2) 配偶者特別控除とは、所得の多寡に応じて控除額が上下する制度のこと。なお、配偶者特別控除のうち、配偶者控除に上乗せして適用される部分は廃止された。
- 3) 国税庁の HP を参照した。
<https://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/1191.html> (2014. 12. 29 確認)
- 4) 内縁関係とは、事実上の婚姻関係にあること。
- 5) 青色申告者とは、所得税と法人税についての申告納税制度を適用される人のこと。主に事業所得に適用され、さまざまな特典がある。
- 6) 事業専従者とは、青色申告、白色申告を行う個人事業主と生計を一にする配偶者や、15 歳以上の親族で、年間 6 か月以上その事業にもっぱら従事している人のこと。
- 7) 白色申告者とは、青色申告者以外の所得税、法人税の申告をする人のこと。
- 8) 一般控除対象配偶者とは、70 歳未満の配偶者のことを指す。
- 9) 老人控除対象配偶者とは、70 歳以上の配偶者のことを指す。
- 10) 2014 年 12 月 31 日日刊の『日本経済新聞』の記事「法人税 先行減税 4200 億円 15・16 年度競争力高める」、「社説 法人税の改革をさらに前進させよ」を参照した。

参考文献

芥川靖彦・篠崎雄二『図解 わかる税金』新星出版社、2013年

『日本経済新聞』、2014年12月31日(日刊)「法人税 先行減税 4200億円 15・16年度競争力高める」

『日本経済新聞』、2014年12月31日(日刊)「社説 法人税の改革をさらに前進させよ」

『毎日新聞』、2014年11月8日(日刊)「配偶者控除見直し5案 政府税調子育て支援に重点化」

『読売新聞』、2014年11月8日(日刊)「配偶者控除見直し5案 政府税調「廃止」や「夫婦一律」」

参考 WEB サイト

国税庁 HP

<https://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/1191.html> (2014.12.29 確認)

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S40/S40H0033.html> (2014.12.29 確認)

<http://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/2260.html> (2014.12.29 確認)